

芦北町立佐敷中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

平成25年、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「いじめ防止対策推進法」が成立した。いじめ問題による教育を受ける権利の侵害、心身の健全な成長と人格形成への重大な影響、生命又は身体の重大な危険から生徒等を守る等、生徒等の尊厳を保持することが法制定の理由である。

学校は、「子どもの命を預かり、守り、育てるところ」という認識のもと、本校においては、この法の基本理念とともに法第8条（学校及び学校の教職員の責務）及び法第13条（学校いじめ防止基本方針）に則り、すべての生徒が「いじめのない愛情と信頼に満ちた明るく楽しい学校生活」を送ることができるように基本方針を策定するものとする。

2 本校におけるいじめ防止に関する基本的な考え

(1) いじめの定義（法第2条を参酌して）

いじめとは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、いじめの対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。この行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

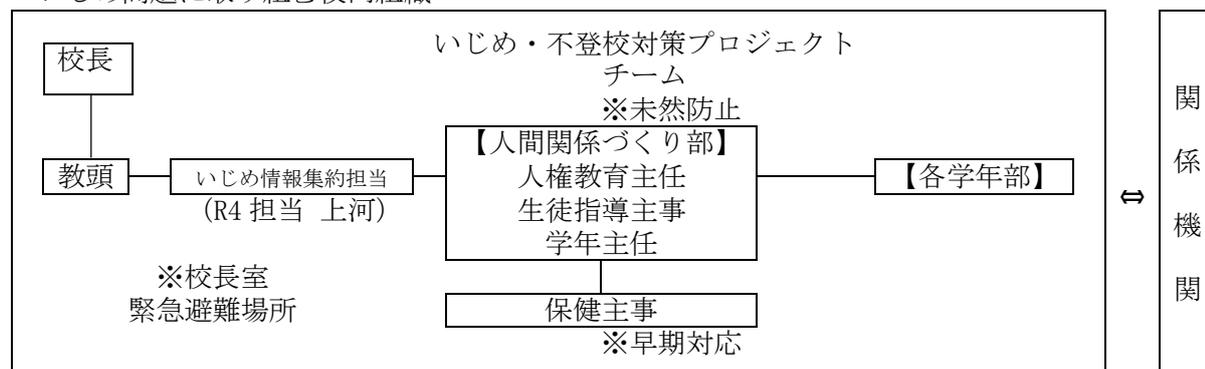
～想定されるいじめの具体的な態様～

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われること
- ・ふざけるふりをして、わざとたたかれたり、蹴られたりすること
- ・持ち物や金品等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすること
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめに対する5つの基本的認識

- ① いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る、ときには、命を脅かす行為であるとの認識に立ち、全職員で全生徒を見守る。
- ② いじめは、人間として絶対に許されないという強い信念のもと、いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ないという雰囲気をつくる。
- ③ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見のためにさまざまな手段を講じ、早期解決のために当該生徒の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤ 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

3 いじめ問題に取り組む校内組織



4 基本的な方針

(1) 年間計画

いじめの未然防止の取組、いじめの早期発見の取組、いじめに対する措置について、各教育活動の有機的関連を図りながら年間をとおして実施する。また、取組に対する計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)サイクルを導入して検証する。

	月	生徒会活動	人権教育・道徳教育	生徒指導
	年間	集会活動の表彰 生徒の活躍の場	校長講話	教育相談・生活ノート 愛の0・1・2・3運動+1
計画 P	4	生徒会スローガン決定 体育大会プロジェクト	道徳教育年間計画の共通理解	生徒心得や共通実践事項 の確認 交通安全指導
実施 D	5	体育大会におけるメッ セージカード交換 人権標語作成		「いじめ」に対するマニユ アル確認 教育相談
	6	心のきずなをふかめる 生徒サミット 芦北支援学校との交流	小中交流学习 「命を大切に作る心」を育む指 導プログラム 人権学習	ハイパーQU アンケート
	7			
	8		小中交流学习 人権作文募集	夏休みの生活指導 巡回指導(PTA 連携)
	9	保育園との交流	2年職場体験学習【勤労観】 3年うたせ船体験学習【郷土愛】	交通安全指導
	10	あいさつ運動 文化祭プロジェクト	人権学習	カウンセリングマインド の視点に立った生徒指導
	11			
評価 C	12	笑顔の木プロジェクト	芦北支援学校との交流学习	心のアンケート(県教委) 子どものサイン発見チェ ックリスト配付 冬休みの生活指導
	1	あいさつ運動		教育相談
	2	新入生体験入学説明	愛校心を育む授業【3年】	生徒指導の振り返り
改善 A	3	生徒会リーダー研修会	来年度への志向	来年度への志向 春休みの生活指導

(2) いじめの未然防止の取組

いじめの未然防止のためには、生徒一人一人が主体的に学び、成就感や自己肯定感を高めることができるような授業実践を行い、生徒が互いを理解し、認め合う集団づくりが重要である。また、いじめ問題についての生徒の理解を深め、いじめを絶対に許さない雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。そこで、普段の教育活動の中でいじめの未然防止のために以下の取組を実施する。

ア いじめ防止基本方針の共通理解

本年度の本校の方針について、会議や集会、PTA総会において全校生徒、全職員、保護者に説明し、取組の方向性を周知する。

イ 授業

年間を通して、本校が掲げる教育目標『友情と信頼で結ばれ、夢実現に向け、粘り強く、考動できる生徒の育成』の達成を目指す。支持的風土を基盤にして、ユニバーサルデザインの視点に基づき、芦北教育事務所が提唱する「芦北管内統一事項」を自校化し活用する。また、道徳や特別活動の授業を中心に、いじめ未然防止への取組を行う。

ウ 集会活動

月の第1・3の水曜日に集会の時間を設ける。集会は生徒会執行部が主催する「生徒集会」、学級委員会が主催する「学年集会」とする。生徒集会では各委員会の発表を中心に生徒の活躍の場を確保する。

また、集会時には表彰を行う。表彰されたことに対する自信と誇りをもたせるために、表彰された生徒は、自らの思いを述べるようにする。

エ 小中交流学习

全校生徒で佐敷小・大野小の児童と交流学习を行う。異年齢の人と交流することで人間関係を構築する力の育成を目指す。

オ 情報安全・情報モラル教育

特別活動や技術科の授業を中心に、携帯電話やインターネットに関する情報モラル教育を実施する。また、PTA総会や懇談会を活用して、生徒の情報モラルに関する実情を理解するとともに共通実践事項を検討し、実践化につなげる。

カ 心のきずなを深める月間(6月)

人権学習や「命を大切にする」心を育む指導プログラムに基づく授業展開を行う。道徳の授業では扱う内容項目を「生命尊重」とする。また、月末には生徒会執行部が中心となって「心のきずなを深めるサミット」を実施する。生徒会が中心となって佐敷中人権宣言案を全校生徒に提案し決定し、それを受けて、各学級の人権宣言を作成する。

キ いじめ・生徒指導部会

毎月いじめ・生徒指導部会を開催し、情報交換をしている。また、すこしでも気になることがあったら、すぐに部会を開催し、支援方針を確認している。決定した事項は、職員朝会・職員研修前の時間に報告し、共通理解を図り、全職員で対応する。

ク 笑顔の木プロジェクト・「Good Jobカード」「Happy Letter」の取組

職員が、生徒の行動を前向きに捉え、賞賛することで、自己有用感の向上を目指している。また、生徒同士でも互いの頑張りを生徒同士で評価し、伝え合わせるためにメッセージカードを作成している。これにより、よりよい人間関係の構築や生徒の自己有用感の向上を目指す。

ケ 校内支援委員会

毎月1回程度、支援が必要な生徒について情報交換及び具体的な支援の手立てについて共通理解を図る場を設定する。ケースによっては、SCやSSW、学校支援アドバイザーの専門家派遣を要請する。

(3) いじめの早期発見の取組

本校では、生徒の姿を見る指標として、「笑顔」を掲げている。日常会話の中で、生徒の表情に笑顔、ほほえみが見られるかを実態把握のポイントとし、早期対応を行っている。この他、いじめの早期発見のため以下の取組を実施する。

ア アンケート調査

本校独自の「いじめに関するアンケート」(毎月)、「学校アンケート」(5月、10月、2月)、「心のアンケート(県教育委員会)」(12月)、ハイパーQ Uテスト(6月、12月)を実施する。

イ 子どものサイン発見チェックリスト

家庭での生徒の状況を保護者がチェックできるもの(県教育委員会作成のチェックリスト)を作成し、調査・分析を行う。

ウ 教育相談

毎学期に教育相談の期間を設ける。生徒が悩みや気になっていることを話しやすいように、教育相談を行う場所や雰囲気づくりを心がける。

エ 「愛の0運動」及び「愛の1・2・3運動」+1(プラスワン)

日常的に人間関係づくりを行い、生徒が1日欠席した場合、担任は電話連絡、2日連続欠席で家庭訪問をする。3日連続で欠席した場合には、担任と学年主任など複数名での家庭訪問を行うなど組織的な対応をすることで、家庭と学校の信頼関係の向上につなげる。また、SCやSSWの早期活用を図る。

オ 職員研修

職員に対して、いじめ防止に関する研修やカウンセリングマインドを重視した事例研修を行う。また、いじめ発生時のマニュアルの内容確認を全職員で行い、組織的な対応ができるように共通理解を図る。

(4) いじめの認知

ア 保護者等からの通報及び相談等

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。学校は、保護者等からの通報や相談があった場合には、速やかに情報集約担当者に報告し、組織的対応を行う。

イ 教職員の気付き等

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報を速やかに情報集約担当者に報告し、組織的対応を行う。

「いじめの認知」にあたっては、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」(いじめ防止対策委員会)を活用して行う。

ウ 心のアンケート、教育相談等

心のアンケート、教育相談等によるいじめの訴えがあった場合には、情報集約担当者に報告するとともに、速やかに教育相談等面談を行い、事実確認を行う。

(5) いじめに対する措置

職員は、いじめを発見したり、生徒からのいじめの訴えがあったり、いじめの可能性があると判断したりした場合は、学年主任や生徒指導主事、管理職への報告を行う。その後、校長の指示の下、「いじめ防止対策委員会」を速やかに開催し、学校組織全体をあげて対応・調査を行う。認知したいじめについては、「いじめ発生時の基本マニュアル」に準じて対応する。重大事案でないと判断された場合も、実態調査を行い、生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者・関係機関との連携を図りながら組織的に取り組む。認知しなかった事案についても、生徒が安心して学校生活を送ることができるように組織的に対応する。

ア 被害者への対応

当該生徒の立場を配慮し、学校は被害者の味方であることを十分に認識させ、安心して話せる環境をつくり、いじめの実態について聴き取り調査を行う。事実確認のため、聴き取りは複数の職員で行い、被害者に内容確認をしながら記録する。また、被害者の保護者にも、いじめ発見や訴えのあったいじめ事案についての報告とともに情報収集を行う。

イ 加害者への対応

当該事案についての内容を確認し、事実であると認めた場合、行為に至った理由・原因を調査する。また、他の生徒の関わりの有無など詳しい内容についても確認を行う。調査は複数の職員で行い、内容を記録する。いじめ行為と判断された場合、加害者にいじめ行為であることを認識させ、被害者に与えた影響をしっかりと考えさせる。その際、いじめは許されない行為であることや、命に関わる重大な問題であることを認識させる。そして、速やかに加害者の保護者へ連絡し、事実確認を行い、職員が複数付き添い、保護者同伴で被害者への謝罪等を行う。

ウ 集団への対応

加害者への聴き取り調査で、加害者以外に複数の生徒が加害していた場合、個別に聴き取り調査を行う。聴き取り調査の内容及び調査の方法は、加害者への対応と同様に行う。少なからず、いじめに関わっていたり、あるいは中心的な人物として関わっていたりした場合には、速やかに保護者に連絡し、職員が複数付き添い、保護者同伴で被害者への謝罪等を行う。

エ 全体への対応

いじめに直接関わらずとも、傍観者として見て見ぬふりをしたり、観衆として面白がったりする行為も、いじめに加担する行為であることを指導する。いじめを被害者と加害者だけの問題ではなく、集団全体の課題として捉えさせ、集団の一員として互いに認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。また、実態に応じて臨時の学級・学年保護者会を開催し、理解・協力を得るため、事案の内容と今後の対応・対策について説明する。併せて学校全体へのいじめ防止の啓発も行う。

5 重大事案の(重大事態)への対応

いじめ防止推進法第28条で重大事態を次のとおりとしている。

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断するとある。

- 生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。本校では、年間30日という欠席の目安に関わらず、連続して欠席が続いた場合には、担任を中心として、ときには複数名による家庭訪問を行う。組織的な取組により、迅速に調査・対応ができるようにする。

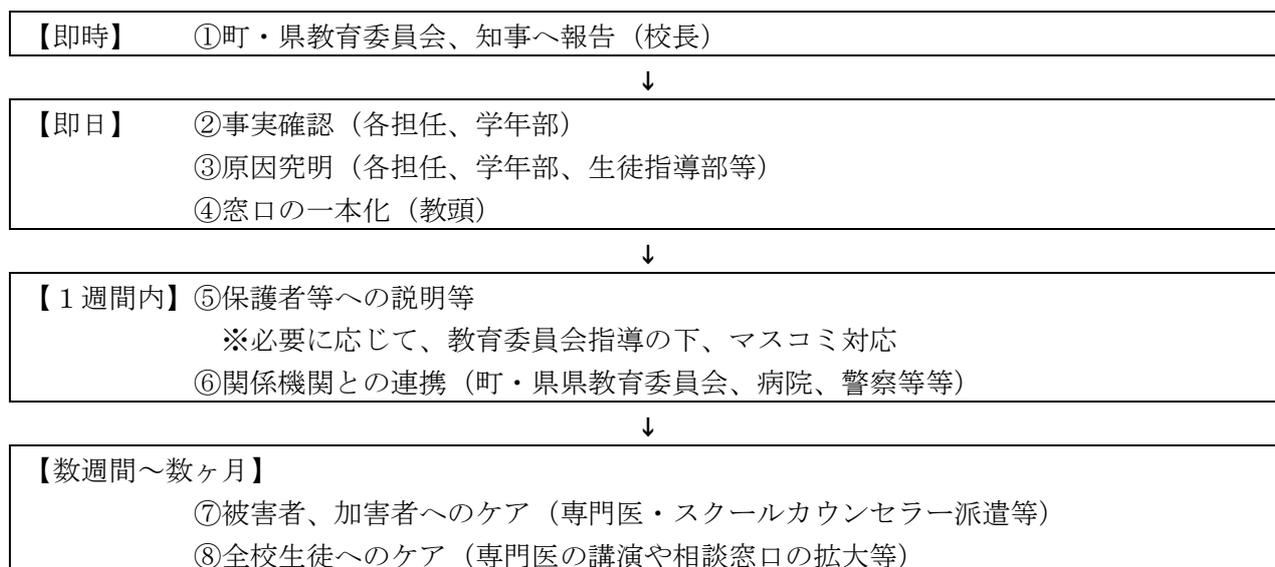
以上のことを踏まえ、本校では多面的な視点で事案を考慮し、判断を下し、校長はその旨を芦北町教育委員会及び芦北町長へ報告する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点

で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして同様に報告する。

決してあってはならないが、万一、重大事態が発生する恐れがある場合は、直ちに芦北警察署に通報し援助を求める。さらに、生徒や保護者への十分な心のケアと安心して安全な学校生活を取り戻すための支援を行う。

6 具体的な対応や支援について



以上のことを状況に合わせて、臨機応変に対応します。